

新型コロナウイルス感染症についてお困りの方は

「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください！

新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、通勤や働き方でお悩み、お困りの妊婦の方は、「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください。

在宅勤務や時差通勤が
できないかな。

多くのお客さんと
接する仕事なので、
感染が不安。

主治医 から休業が
必要と診断された。
会社にどう伝えれ
ばいいんだろう。

休業中の給与は
支給されるのかな？
できれば有給で
お休みしたい。

母性健康管理措置、
母健（ぼけん）カードって
なに？



会社に休業を申し出たら、
退職を勧められた。
働き続けたいのに、
どうすればいいのか。

働く妊婦の皆さまへの具体的な
支援の内容は、裏面に！ ▶▶▶

▶▶母性健康管理措置等に係る特別相談窓口

令和2年10月1日～令和3年1月29日

京都労働局 雇用環境・均等室

TEL 075-241-0504

〒604-0846

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地
(地下鉄「烏丸御池」駅下車②出口)

相談は無料です。匿名でも大丈夫です。プライバシーは厳守されるのでご安心ください。
受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

●ご存知ですか。働く妊婦の方のための男女雇用機会均等法●



新型コロナウイルス感染症に関しては、**感染のおそれによる心理的なストレスが母体の健康に影響**することが考えられ、**医師等の指導**を受けたら、**企業に申し出て、次のような措置が受けられます。**

※新型コロナウイルスに関する措置の対象期間は、令和3年1月31日までです。

作業の制限／在宅勤務／休業／時差通勤／勤務時間の短縮 等



妊娠・出産や上記の措置を求めたこと等を理由とする次のような不利益取扱いは禁止されています。

解雇／退職の強要／契約更新がされない／正社員からパートへの転換強要 等



新型コロナウイルス感染症に関する措置として、**妊婦の方が休業する場合、有給の休暇制度を整備して与えた企業に対する助成金**があります。
妊婦の方が**安心して休暇を取得し、出産後も活躍できる職場環境を整備**するものです。

詳しくは、表面の特別相談窓口にお気軽にお電話ください!!▶▶▶

▶▶母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）とは

表

裏

母健連絡カード（母性健康管理措置指導連絡カード）は、厚生労働省ホームページや「女性にやさしい職場づくりナビ」からダウンロードできます。また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。



▲職場における妊娠中の女性労働者等への配慮について（厚生労働省HP）

▲女性にやさしい職場づくりナビ